

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
918	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。</p>	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	<p>現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。</p> <p>本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係府庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通して、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。</p> <p>このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。</p>
758	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	<p>【現行】</p> <p>交流農園や福祉農園の整備を支援する「「農」のある暮らしづくり交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。</p> <p>【制度改正の必要性・効果】</p> <p>都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分ことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。</p> <p>また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。</p> <p>なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「「農」のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>都市計画区域内で施設を整備するのに必要な法的手続きを、国が指導していなかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していれば防ぐことのできた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。</p>	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱	農林水産省	兵庫県・大阪府・徳島県	C 対応不可	<p>本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「「農」のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱い は未定である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
918	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県への財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横風開を図ることとしている。 しかし、県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能となる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めつつ、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県との関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	
758	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	・国の動向を見て今後の対応を検討する。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めつつ、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
917	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	本交付金は、社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加しており、都市及びその近接地域において、都市農業の振興・都市農地の保全のための取組及びこれに付随する簡易な施設の整備や「農」と関わるための施設、地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設等を整備するものである。そこで、県や市町村の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施することが可能となる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。 なお、都市農業施策に関わる事業は重要であり継続を願いたい。	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な適用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	
759	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	国による基準が示されていれば、都道府県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査・運用が可能である。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
760	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	<p>【現行】 米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従い、主食用米の作付けを行った農業者に交付されるものである。</p> <p>【制度改正の必要性】 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。</p> <p>【改正による効果】 これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模耕作農家などの担い手と兼業農家の間でも一律である助成単価に差を設けるなど、各都道府県の地域性に合わせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。 (平成29年度までの時限措置)</p>	経営所得安定対策等実施要綱	農林水産省	兵庫県	C 対応不可	<p>米の直接支払交付金については、米は諸外国との生産条件の格差から生じる不利はなく、また、潜在的な生産力が需要を上回っているなど政策的な問題があったため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)において廃止を決定したところです。平成26年度産米から単価を7500円/10aに削減した上で平成29年度まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業者等がいたための激変緩和措置です。</p> <p>このため、米の直接支払交付金について、新たに交付単価に差を設けるなど、これまでと異なる仕組みとすることは、激変緩和措置としての本交付金の性質からして適当ではありません。</p> <p>また、米の直接支払交付金は、全国一律の単価とすることにより、コスト削減等に取り組む地域においては努力に応じて所得が向上する仕組みがとられているが、仮に、地域別の単価を設定することにより場合には、コスト削減等の努力をしない地域が、努力をした地域よりも多くの交付金を得ることにもなりかねず、逆に不公平になると考えられます。</p> <p>なお、傾斜地などの条件不利地に対しては、水稲に限らず、水田・畑地を対象とした中山間地域等直接支払を行っているところです。</p>
761	日本食・食文化魅力発信プロジェクト 日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。	<p>【現行】 地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となっていない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。</p> <p>【制度改正の必要性】 都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報やデータベースを有効に活用できることから、より効率的に事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。</p> <p>【支障事例】 具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一体となって、食料生産拠点としての淡路島の魅力をさらに引き出すとともに、島内はもちろん京阪神などの大消費地での新たな需要を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推進協議会」(事務局: 洲本農林)を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、25年度に淡路市や(株)バナナ等が構成メンバーとなり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日に県に情報が入り、取組内容についても、県の「食のブランド淡路島推進協議会」と重複する部分があり、県が本事業の交付事務を行えば、応募団体に対し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効果的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。</p>	日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱	農林水産省	兵庫県	C 対応不可	<p>本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。</p> <p>なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
760	経営所得安定対策等に 係る「米の直接支払 交付金」交付事務の国 から都道府県への移 譲	経営所得安定対策等に係 る「米の直接支払交付金」交 付事務を国から都道府県へ 交付金化し、移譲すること。	・国による基準が示されてい れば、県が交付主体となつて も支障は生じない。むしろ、 地域を熟知する県の方が適 切な審査運用が可能である。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊 重されたい。	
761	日本食・食文化魅力発 信プロジェクト 日本の 食魅力発見・利用促進 事業のうち「食のモデル 地域育成事業」に係 る交付事務の都道府 県への移譲	「食のモデル地域育成事業」 に係る交付事務を国から都 道府県へ移譲すること。	・国による基準が示されてい れば、都道府県が交付主体 となつても支障は生じない。 むしろ、地域を熟知する県 の方が適切な審査運用が可 能である。	・都道府県が実施する農業 振興事業との連携を図り効 果を最大限に発揮する観点 から問題があるため、事務 の簡素化や交付時期の柔軟 な運用など、自由度をでき るだけ高めたいうえで、都 道府県を実施主体にするか、 都道府県に交付すること		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
919	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。 また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。	日本の食魅力発見・ 利用促進事業実施 要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。 なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。
913	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	農業基盤整備促進 事業実施要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	農業基盤整備促進事業は、我が国農業の競争力を強化するために、担い手への農地集積や農業の高付加価値化を推進するという国の政策目標を達成するための事業であり、財源・権限を都道府県に移譲することはできない。 なお、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図るため、採択申請は都道府県経由としているが、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するものとを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
919	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>本事業は、国産農林水産物・食品や日本食・食文化の魅力を再発見し、全国に発信することを通して、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることを目的に、地域の農林水産物の利用促進や全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組等を、日本の食魅力再発見・利用促進事業により一体的かつ総合的に推進するものである。また、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としている。</p> <p>同意旨の地産地消の取組は県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消、事務の軽減になるとともに、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。</p> <p>そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。</p>	<p>都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること</p>	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>	
913	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>地域の実情に応じ迅速かつきめ細やかに農地や農業水利施設等の整備に対して補助する制度である。そのため、市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。</p> <p>また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。</p> <p>今後は都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。</p>	<p>国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること</p>	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
914	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。	環境保全型農業直接支援対策実施要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認認することとしており、こうした国や地方公共団体の方針・計画に即して実施されることとなります。 このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施することとなるが、交付ルートを、国から農業者への直接交付から、国→都道府県→市町村→農業者団体等に一本化することとし、都道府県からの申請に基づき、国は都道府県に必要とする額を交付する仕組みに見直すこととしています。また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分に分けて提出されていた交付申請書が1つになること等により、事務手続きの負担の軽減も図られるものと考えています。 なお、本制度においては、都道府県が「地域の実情に応じた独自の取組を地域特認取組として申請できるもの」となっており、その際には農業者への交付単価も含め設定できるなど、地方の裁量を活かした制度となっています。
922	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。	果実等生産出荷安定対策実施要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	永年性作物であり、隔年結果等により需給バランスが崩れやすい果樹については、中長期的な需給見通しに即した生産振興を図るとともに、全国的な需給動向に即した計画的な生産・出荷体制を確保することが必要であることから、果樹農業振興特別措置法(果振法)に基づき、国は「果樹農業振興基本方針」を定めるとともに、その推進を図るため、果樹経営支援対策事業を実施してきたところです。 このため、本事業については、需給調整対策をはじめとして、全国各地の果樹の生産や需給を的確に把握しつつ、全国一律のルールの下で実施する必要があることから、国の事業として行うこととしています。 なお、本事業については、果振法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施しているところです。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
914	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	当該交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定していることから、県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	
922	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	本事業は、果振法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施している。そのため、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と補密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となるため、県へ財源・権限を移譲すべきである。	都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
923	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の間与を認め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。	果実等生産出荷安定対策実施要綱	農林水産省	埼玉県	C 対応不可	茶改植等支援事業については、お茶の振興に関する法律(平成23年法律第21号)の制定とともに措置された事業であり、国内の茶の需要拡大や輸出拡大の取組と密接な関係があることから、国の助言・指導等が直接的に可能となる直探事業として設計されたものです。 茶については、産地が特定の地域に存在しており、産地ごとの規模も大きく異なることから、その事業量については、年度ごと、地域ごとに大きく変動します。 全国の産地が、基本方針の下で一体となって茶の生産振興を図るためには、国が産地間・年度間調整をしながら事業を実施することが、効果的かつ効率的であると考えます。
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法18条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を俟つつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
923	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち茶改種等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	当事業の支援対象者は、茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、「人・農地プラン」又は「経営再開マスタープラン」に中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている、又は借り受けることが見込まれることになっている。そこで、産地に近く、茶の生産の実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となる。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づく権限の広域連合 への移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律に基づく報告・立入 検査・指導・助言および勸 告・命令に係る事務・権限の 広域連合への移譲を求める (事業所が複数ある場合は そのすべてが広域連合の区 域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・ 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策とし ての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ 移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の 3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別 収集及び再商品 化の促進等に関す る法律第7条の5、第 7条の7、第19条、第20 条、第39条、第40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	関西広域連合	C	対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項 に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ の再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品 化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回 収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査・指導・助言、 勸告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を待ちつ つ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実 施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国 統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を 地方に移譲することは困難である。
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づく報告・立入検査・ 勸告・命令に係る事 務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律に基づく国の報告・ 立入検査・勸告・命令に係る 事務・権限を都道府県へ移 譲する。 なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ方 式とする。 権限の移譲を受けた都道府 県は、希望する市町村に一 般廃棄物処理関係の権限を 移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府 県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監 督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれ がある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都 道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置す ることが必要である。	容器包装に係る分別 収集及び再商品 化の促進等に関す る法律第7条の5、第 19～20条、第39～40 条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	鳥取県	C	対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項 に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ の再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品 化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回 収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査・勸告・命令等 の措置は、各履行方法について整合的な判断を待ちつつ、広域的に活 動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要が あり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点か ら実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲するこ とは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づく権限の広域連合 への移譲	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に関 する法律に基づく報告・立入 検査・指導・助言および勸 告・命令に係る事務・権限の 広域連合への移譲を求める (事業所が複数ある場合は そのすべてが広域連合の区 域内にある場合に限る。)	現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考えられる。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づく報告・立入検査・ 勧告・命令に係る事 務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に関 する法律に基づく国の報告・ 立入検査・勧告・命令に係る 事務・権限を都道府県へ移 譲する。 なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手挙げ方 式とする。 権限の移譲を受けた都道府 県は、希望する市町村に一 般廃棄物処理関係の権限を 移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を検討しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。 なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者：74、371者、自主回収認定業者：70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
778	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の都 道府県への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への食品リサイクル 法に基づく立入検査、報告 徴収等以下の権限を、必要 となる人員、財源とともに、 国から都道府県へ移譲す ること。(大臣・知事の並行権 限とする) 事業者等への立入検査、報 告徴収 事業者等への指導、公表、 助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成の ために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施する にしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとして も、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告 徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表 面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するも のである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助 言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物 の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理され ているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施す ることができ、また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うと ともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統 一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣 が行うこととする。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律第8条、 第10条、第24条	農林水産省、 環境省、経済 産業省、国土 交通省、財務 省、厚生労働 省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措 置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組 状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資 源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一 的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められ ることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
978	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の広 域連合への移譲	食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律に基 づく報告・立入検査・指導・ 助言および勧告・命令に係 る事務・権限の広域連合へ の移譲を求める(事業所が 複数ある場合はそのすべて が広域連合の区域内にある 場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・ 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策とし ての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ 移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の 3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律第9条、第 10条、第24条第1項 から第3項	農林水産省、 環境省、経済 産業省、国土 交通省、財務 省、厚生労働 省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措 置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組 状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資 源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一 的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められ ることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考えられる。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督やGR等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言・勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合間で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一の観点から報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を移譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一した表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取組状況等を踏まえ、全国統一の観点から国がこれら措置を行うことが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を検討しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
27)	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱	経済産業省、 農林水産省	愛知県	C 対応不可	<p>本制度は、中小企業の経営の向上や農林漁業経営の改善により国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先駆的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。</p> <p>以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。</p>
85)	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り込むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。 全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。 認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。 認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。 (参考) 認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県) 愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件 年度別 農商工等連携事業認定数 H20(176件)、H21(184件)、H22(85件)、H23(80件)、H24(60件)、H25(67件) 農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや産業PRが弱い県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	経済産業省、 農林水産省	愛媛県	C 対応不可	<p>ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることという要件は法律等では求めておらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮した運営を行っているところ。</p> <p>また、各都道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創出の観点から、地方では行うことの出来ない全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金交付による支援を行う必要がある。</p> <p>以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
27	農工商連携に関する事 務の都道府県への移 譲	地域における関係機関との 案件発注等に係る調整 農工商等連携促進法による 事業計画認定・承認に係る 事務 補助金の交付・確定に係る 事務の権限移譲	事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政 高等に委任されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに 地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのでは ないか。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にできれば全国 的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはない と思われる。	・農工商連携に関する支援は、都道府県の関与を強化 して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が 実施する事業と適切に連携することによって、より効果 を上げることができる。都道府県が実施する農工商連携 に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を 最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度を できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、 都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
851	農工商等連携促進法 に基づく計画認定等の 事務及び財源の都道 府県への移譲	農工商連携の促進及び地 域の実情や事業者等のニ ーズを踏まえた支援を行う ため、現在、国が行っている事 業計画の認定や補助金の 採択の権限及び財源を地方 へ移譲する。	農工商連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に 反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、よ り効果を上げることができる。都道府県が実施する農工商連携に係る事業の創 出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるた め、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県 に交付するようご検討頂きたい。	・農工商連携に関する支援は、都道府県の関与を強化 して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が 実施する事業と適切に連携することによって、より効果 を上げることができる。都道府県が実施する農工商連携 に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を 最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度を できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、 都道府県に交付すること。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
982	農工商等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	農工商等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。 その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、重箱の隅轆であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。 現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。 なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	経済産業省、 農林水産省	神奈川県	C 対応不可	売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なのは貴県の指摘どおりであり、貴県を初めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと史料されるが、農工商等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。 また、本事業の執行については本省で一体的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択に当たり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。 さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取り組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じて提供することで、より効果的な取組みとすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	経済産業省、 農林水産省、 国土交通省、 警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の移譲の受入れが困難である旨示されている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	補足資料	意見	意見	
982	農工商等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	農工商等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることにより効果を上げることができると、都道府県を実施主体にすること。 都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということにはならない。		・農工商連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農工商連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものとする。		・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。 なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要がある。総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各視点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条	国土交通省、 経済産業省、 農林水産省	神奈川県	E 提案の実現に向けて対応を検討	物流・流通業務効率化等に関する事務については、個々の地方自治体における十分な体制整備及び共管省庁と制度のあり方について調整が完了した場合に、地方自治体の発意に応じて選択的に移譲することに異存はない。
138	農地制度のあり方について	・農地の確保に資する国・地方の施策の充実 ・農地の総量確保の目標管理 ・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し	〔基本的認識と改革の方向性〕 ○真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進 一 国、都道府県、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき〔見直しの方向性〕 ○農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実 ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定(国と地方の議論が実質的に機能する仕組みを設置)(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施) ・地方では新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記(現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ) 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定 目標管理に係る実行計画の実施状況等を第三者機関が事後評価 ○農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し ・農地転用許可等について、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲 ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等 ・市町村農業委員会選任委員の学識経験者の比率を高めることを可能とする ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止(地域の実情を踏まえ、必要に応じて聴取) ○農地において農業が力強く営まれるための取組を充実 国は制度の枠組みづくりを行い、地方は農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策等の具体的施策を推進 ※別紙参照	農振法第3条の2、 第4条、第5条の2、 第5条の3、第8条、 農地法第4条、第5条、 附則第2項、 農業委員会等に関する法律第12条	農林水産省	全国知事会、 全国市長会、 全国町村会	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
510	「総合効率化計画」の 認定、報告徴収、取 消、確認事務等の国 から都道府県への移譲	①事業者から申請のある 「総合効率化計画」の認定、 ②認定事業者からの報告徴 収、③認定の取消、④特定 流通業務施設の基準適合 の確認事務について、移譲 を求める。	総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する者の種別等に応じて、国(国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)または都道府県が行うこととなっており、申請者にとっては煩雑な制度となっている。この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国(三主管大臣)の所管分すべてについて同時に行う必要があると考える。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
138	農地制度のあり方について	・農地の確保に資する国・地方の施策の充実 ・農地の総量確保の目標管理 ・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し	平成26年8月5日に公表した「農地制度のあり方について」(地方六団体提言)に対する「農林水産省の考え方」(左記回答)については、現行制度の課題において一定の部分は地方六団体提言と認識を共有していると考えているが、これらの課題を踏まえた農林水産省としての具体的な提案は十分に示されておらず、地方六団体提言に対して様々な懸念を示すこととまっている。 地方六団体提言は、農林水産省が懸念を示している点にも十分応えているものと考えているが、これらの懸念を払拭するため、地方六団体提言の考え方を補足するので、これに対する農林水産省の見解について回答いただきたい。 また、農地の総量確保(マクロ管理)及び個別の農地転用許可等(ミクロ管理)の見直しについて、農林水産省においてお考えのスケジュールと具体策の案を明示していただきたい。 (別添参照)	(当会意見)	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
292	農地制度のあり方について	農地の確保に資する国・地方の施策を充実させる。 農地の総量確保の目標管理を行う。 農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。	【農地の確保に資する国・地方の施策の充実】 実効性ある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築する。具体的には、国指針として「確保すべき農用地等の面積の目標」を設定することとし、この設定に際し、農地確保の施策効果ごとの目標を設定する。従来、市町村は目標設定に関与することができなかったが、これらの目標は、国、都道府県、市町村が十分議論を尽くした上で設定することとする。このため、単に国が地方の意見を聴取するのではなく、国と地方が透明性を確保した中で、実質的な議論を行うための新たな枠組みを設けることとする。なお、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、国指針、都道府県方針、市町村計画に明記することとする。また、農地確保の施策について確実に実行に移すため、国、都道府県、市町村それぞれのレベルで、「実行計画」を策定する。 【農地の総量確保の目標管理】 個々の農地転用許可等については「は、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から、市町村に移譲し、国、都道府県の関与は不要とするべきである。また、市町村計画の策定のうち農用地区域の設定・変更についても、都道府県知事の同意を不要とするべきである。 【農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し】 上記の目標達成に向け、国は農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体的施策を推進する。	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条、農地法第4条、第5条、附則第2項	農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）
16	農地転用許可権限の移譲	①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支障があり、地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。 ②現行の許可権限は、面積4ha超の農地にあつては「国（農林水産大臣）」、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」（権限移譲を受けた市町村を除く。）にある。これらすべての許可権者を「市町村へ移行」する。	・支障となる手続きの現状と事例 開発計画を進めるためには、農用地区域からの除外（以下「農振除外」と標記。）の許可を受け、その後農地転用の手続きを進めることとなることから、農地転用が許可される見込みがない事案については農振除外の手続きが進められない。そのため、農振除外が必要な大規模な開発については、国、県との事前協議を行い、除外相当と認められた後に農振除外の申請を行うこととなる。国との協議は非常に長期間を要するため、開発計画の遅やかな推進は困難である。 ・迅速な事業推進の必要性 農家の後継者の住宅整備等小規模な開発に伴う転用についても、農振除外の手続きにおいて県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。 ・地域の実情を踏まえた必要性 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。地域事情を把握している基礎自治体が、土地利用行政を総合的に担っていく必要があるという観点から、市町村に許可権限を移譲すべきである。	農地法第4条及び第5条	農林水産省	飯田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
292	農地制度のあり方について	農地の確保に資する国・地方の施策を充実させる。農地の総量確保の目標管理を行う。農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
16	農地転用許可権限の移譲	①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支障があり、地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。 ②現行の許可権限は、面積4ha超の農地においては「国(農林水産大臣)」、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」(権限移譲を受けた市町村は除く。)にある。これらすべての許可権者を「市町村へ移行」する。	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・上記のことを実現するためには、「農地の総量確保」と「地域の実情に応じた農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更」を両立させる適切な運用基準が必要となるが、その制度設計に当たっては、国は地方公共団体の意見を十分に聴き、市町村が移譲された事務・権限を適切に運用できるようにすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
20	農地転用許可(4ha超) 権限の移譲	農地の転用(4ha超)に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務ができる。	農地法4条1項、5条1項	農林水産省	愛知県	農地・農村部 会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
80	全ての市町村に転用 許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。	農地法第4条第1項、 第5条第1項	農林水産省	松前町	農地・農村部 会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
20	農地転用許可(4ha超) 権限の移譲	農地の転用(4ha超)に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。	真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案とおりの対応が実現するよう検討していただきたい。	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
80	全ての市町村に転用 許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であるが、宅地開発等の需要は高い。その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 <p>【全国町村会】</p> <p>「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。</p> <p>併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
91	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を、農林水産大臣及び都道府県知事から、市町村長へ移譲すること。	<p>【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。</p> <p>【改正の必要性】農地転用に関する事務権限を市町村に移譲する。これにより、地域の実情を把握する市町村が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地法附則第2項に基づく、国への協議を廃止することも提案)。</p> <p>【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。</p>	農地法第4条、第5条	農林水産省	佐賀県	農地・農村部 会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
100	農地転用許可権限の市町村への移譲	①4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村長へ移譲する。 ②4ha以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村長へ移譲する。	<p>【制度改正の必要性】農地転用許可に当たった際の審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。</p> <p>【支障事例】地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出資を強いる場合がある。</p> <p>【制度改正の経緯】本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができていた。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。</p>	農地法第4条第1項及び第5条第1項	農林水産省	岡山県	農地・農村部 会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
91	農地転用の許可等に 関する事務・権限の移 譲	農地法第4条及び5条の農 地転用の許可に関する事 務・権限を、農林水産大臣 及び都道府県知事から、市 町村長へ移譲すること。	地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点 と農地確保の観点から検討を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えてお り、その実現を強く求める。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とするべきである。	
100	農地転用許可権限の 市町村への移譲	①4haを超える農地転用に 係る農林水産大臣の許可 権限を市町村長へ移譲す る。 ②4ha以下の農地転用に係 る知事の許可権限を市町村 長へ移譲する。	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市 町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事 務処理ができてきている状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地 域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村におい て、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
121	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲	農地法第4条又は第5条に基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	<p>【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4haを超える場合は農林水産大臣、4ha以下の場合は知事が許可権限を有している。これについて、政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度については、平成26年を目標として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や農との関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>【制度改正の必要性】 大臣許可案件の処理には、知事許可に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを助長した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣の許可権限を知事に移譲することにより、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。</p> <p>【懸念への対応】 大臣許可権限の知事への移譲により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。</p>	農地法第4条、第5条	農林水産省	静岡県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>（詳細は別添参照）</p>
143	農地転用に係る事務・権限の市町村への移譲	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	<p>【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、農地転用許可要件や、27号計画で認められる施設の要件が以前より厳しくなったこともあり、事業着手の手法を見出せない状況となり、未だ用地買収に着手できない状況となっている。</p> <p>本市の平野部分は都市計画区域だけでなく、その中で市街化区域内では一団の土地の確保は難しく、市街化調整区域内の農地しか工業団地の適地が無いというのが実情である。しかし、市街化調整区域の大規模な農地の開発については、農政局の協議・許可が必要であり、手続が長期化している。そのため、企業も農地の開発を回避する傾向にあり、実際に佐賀市内に適当な広さ・条件の用地が無いとすることで市外に流出した企業もある。</p> <p>【必要性】 農地転用許可権限を市に移譲することにより、本市の構想の下に農業と工業、市街地のバランスある土地利用が促進され、地域における雇用の確保や企業誘致による自主財源の確保等、地域経済の活性化を図ることができると考えている。</p>	農地法第4条及び第5条	農林水産省	佐賀市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>（詳細は別添参照）</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
121	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲	農地法第4条又は第5条に基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討状況について情報提供するとともに、地方と十分協議することを求める。 また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
143	農地転用に係る事務・権限の市町村への移譲	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
151	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の農林水産大臣の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村に移譲する(併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村へ移譲する。)	「必要性」 農地転用許可の審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。) 農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	農地法第4条第1項及び第5条並びに第5条第1項及び第4項	農林水産省	鳥取県・大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
199	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する	【制度改正の必要性】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会での審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって許可権者が変わることに合理性はない。	農地法4条、5条	農林水産省	和歌山県・大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
151	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の農林水産大臣の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村に移譲する(併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村へ移譲する。)	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることはないため、許可面積により許可権者を区分する必要はなく、権限移譲による農地確保への支障もない。 また、移譲に当たっては、地域の農地等の状況は、市町村がもつとも認識しており、迅速な対応がとれることから、権限を市町村に移譲することが適当であり、速やかに許可権限を移譲すべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
195	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する	農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農村部会において、総合的な検討が進められているところと承知している。 別添の「農林水産省の考え方」では、農地転用の許可権者は現場と距離を置いて判断ができる者が適切であるとするが、4ha以下の案件は都道府県が許可権者であり、転用面積により許可権者が異なることは合理性に欠け、また、総合的なまちづくりの観点からも好ましくないと考える。許可の際の適正な判断については、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化することで確保できるものである。 なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が「虫食い状態となることを防ぐため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも含めた検討をお願いしたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
197	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。	<p>【根拠条文】4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。 【改正の必要性】 農地転用の大臣許可については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。 地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 大規模商業施設を誘致するため、市街化区域編入したが、その後の交通協議で市街化調整区域内で道路拡幅が必要となった。本来市街化区域内の農地転用は許可不要であるが、一連の事業計画のもとに市街化区域と市街化調整区域にまたがって転用が行われその面積の合計が4haを超える場合は市街化調整区域にある農地転用は大臣許可が必要となること。開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の時間を要することとなり事業計画が遅れることが予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念し、市が直接施工した。</p>	農地法第4条第1項、第5条第1項	農林水産省	奈良県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)</p>
212	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	<p>【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。例えばこの面積が4haの農林水産大臣許可案件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。</p> <p>【必要性】 磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる</p> <p>【効果】 4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。</p>	農地法第4条、第5条	農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
197	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。	・地域の実情を把握する地方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要なことを重視して検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
212	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
225	農地転用の許可等に 関する事務・権限の移 譲	農地法第4条及び5条の農 地転用の許可に関する事 務・権限を市町村に移譲す る。 農地法附則第2項の2ha超 4ha以下の農地転用に係 る国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許 可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となっており、また、4ha超の場 合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国 との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合が あり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わ らず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利 用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に併じた土地 利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性に ついては地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が 事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを 重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化 の両立が可能となることから、移譲すべきである。	農地法第4条、第5 条、附則第2項	農林水産省	三重県	農地・農村部 会において検 討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土 地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農 地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があ ると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・ 権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決 定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主 体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農 業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
234	4ヘクタールを超える農 地転用の農林水産大 臣の許可権限の都道 府県知事への移譲	4ヘクタールを超える農地転 用に係る農林水産大臣の許 可権限を都道府県知事へ移 譲する。	【支障事例】 4ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であつて も、各農業委員会において意見書を添付するために農業委員会でも審査は行わ れており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定 程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャン スを企業等が逃す場合や、不要な出費を強いる場合があり、許可権限を都道府 県へ移譲することにより事務の迅速化を図るべきである。 【懸念の解消】 国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大 規模農地転用によって排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこ ととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためと しているが、農地転用許可について県(本県では市町へ権限移譲済)が行う場 合と農林水産大臣が行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県 (本県では市町)は審査能力を有することから、許可権限を都道府県へ移譲す ることによる支障はない。	農地法第4条第1項 及び第5条第1項	農林水産省	広島県	農地・農村部 会において検 討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土 地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農 地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があ ると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・ 権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決 定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主 体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農 業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見			全国知事会からの意見			全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見			意見			意見			
225	農地転用の許可等に 関する事務・権限の移 譲	農地法第4条及び5条の農 地転用の許可に関する事 務・権限を市町村に移譲す る。 農地法附則第2項の2ha超 4ha以下の農地転用に係る 国への協議を廃止する。	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。							
234	4ヘクタールを超える農 地転用の農林水産大臣 の許可権限の都道府 県知事への移譲	4ヘクタールを超える農地転 用に係る農林水産大臣の許 可権限を都道府県知事へ移 譲する。	本県においては、事務処理特例条例により、農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲しており、適正に処理をしている。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくか」については、許可基準を厳正に適用するために、基準のさらなる明確化により都道府県や市町村において処理は可能と考える。 また、2(4)ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可(大臣への協議)する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。							

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
262	農地転用許可の移譲	4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。 (ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。)	【制度改正の必要性等】 農地法第4条、第5条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体を持つ地法令許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。 【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に關与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集約的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案件の調整を24件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。	農地法第4条、第5条	農林水産省	埼玉県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
300	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律により市町村に移譲する。	【提案事項】 農地の転用は、住民に身近な市町村が権限を持ち、迅速かつ簡素に許可事務を行うことが必要であり、農地転用等に関する許可権限を法律により市町村に移譲すべきである。 このことにより、住民にとっては、申請から許可までの時間の短縮、地域の実情をよく知る市町村農業委員会が事務処理が行われ説明等が簡略化されるとともに、行政にとっては、市町村(農業委員会)の主体的な意思決定や地域の特徴を基とした事務執行が可能となるため、まちづくりの主体である市町村による総合的な行政が展開されることとなる。	農地法第4条第1項、第5条第1項	農林水産省	福島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
262	農地転用許可の移譲	4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。(ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。)	農振法・農地法の枠の中で優良農地確保と地域経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行うことが必要である。そのため、4ha超の農地転用許可の権限を地方に移譲すべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
300	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律により市町村に移譲する。	<回答> 土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。 現在は、農地転用面積により、許可権者が国、都道府県又は権限移譲市町村と分けられているが、実際の申請においては事業の必要性、規模の妥当性等について、案件の規模の大小に関わらず許可基準(許可基準に規模の区別はない)に従い審査しており、規模の大小で分ける合理性はない。 農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要であることは都道府県や市町村も認識しているものと考えられるが、なお国民全体がそのような認識を共有すること、また土地を農業利用することが他の土地利用に対して優位性を有するようになることも重要と考える。 市町村への権限移譲を進める上での担保措置については、転用基準の更なる明確化、一定規模以上の案件について事後的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
313	農地転用の許可権限 の国から都道府県へ の移譲	4haを超える農地転用の許 可権限について、国から都 道府県へ権限を移譲するこ と	<p>【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る 必要がある。しかしながら、4ha超の国許可案件の農地転用については、申請か ら許可まで1年間を要している事例があるなど事務手続の迅速化を阻害してい る。</p> <p>【制度改正の必要性】 許可基準が法令で定められており、国と県との間で意見が異なることもなかった 点や事務手続きの簡素化による住民サービスの向上を考慮すると、都道府県へ 権限を移譲するべきである。</p>	農地法第4条 農地法第5条	農林水産省	熊本県	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土 地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農 地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・ 権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決 定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主 体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農 業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
347	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許 可権限の市町村への 移譲	農地転用に関する知事・農 林水産大臣の許可権限を市 町村へ移譲すること	<p>【提案事項】 農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲</p> <p>【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査の のち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に 都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら 十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手 間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上 での支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同 時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一 体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村 が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提 案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務 の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合 的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを 可能とするものと考えられる。</p>	農地法第4条、第5 条	農林水産省	大分市	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土 地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農 地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・ 権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決 定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主 体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農 業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
313	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲	4haを超える農地転用の許可権限について、国から都道府県へ権限を移譲すること	<p>農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保からも適正に行わなければならないと考えている。</p> <p>農地転用の許可は、農地法、同法施行令及び同法施行規則並びに「農地法関係事務に係る処理基準」及び「農地法の運用」等の通知に基づいて行われており、農林水産大臣許可も都道府県知事許可も許可基準は同一である。本県においても今までの農林水産大臣許可案件において、国の判断と本県の判断に相違があったことはない。農地転用については、許可基準に基づき適正に執行していると考えている。</p> <p>「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討」については必要と考えるが、農地転用の実施主体の農地転用の許可権者の判断は、農地転用は許可基準に基づき施行されているため、当該検討とは別途行われるべきと考える。速やかな検討を行われ、4ha超の農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲をお願いしたい。</p>	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
347	農地転用に關する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用に關する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	<p>農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるとする認識は地域行政においても共有している。</p> <p>しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。</p> <p>このようなことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。</p>	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
417	農地転用の許可権限の移譲	農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	土地利用行政を基礎自治体が総合的に担う観点から、農地法第4条第1項、第5条第1項に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。 (権限移譲等の必要性) ・地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 ・農地転用許可基準は農地法等で明確化されていることから、その基準への適否については地域の実情を熟知している基礎自治体が適正に判断することができる。 ・農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効果的かつ効果的な施策展開が可能となる。 ・農地転用許可権限を基礎自治体が担い、農業委員と連携することで地域の農業振興を図り、不要な宅地開発を防ぐことができる。 ・当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限の一部が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。 ・農林水産大臣の許可案件についても、農業委員会が申請者からの転用相談を受け、許可基準に係る調査を行っているのが実情である。 (支障事例) 別紙No.1に記載のとおり	農地法第4条第1項、第5条第1項	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
439	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。	【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のC周辺という企業立地の絶対好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とすることにより、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。	農地法4条1項、5条1項	農林水産省	岐阜県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
417	農地転用の許可権限 の移譲	農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
439	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。	現在、農林水産省において、農地転用事務の実施主体の在り方について、検討していただいているところであるが、地域の実情に精通している市町村長に、農地転用の権限を移譲していただくよう、強くお願いする。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
468	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	・4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	開発計画等の大規模な農地転用が予定された場合、大臣許可に至るまでの国との調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、4ha超の転用許可を権限移譲することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	農地法第4条及び第5条	農林水産省	神奈川県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
672	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を県知事に権限移譲	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となつて農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。 2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 ことが挙げられる。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確保が必須である。	農地法第4条、第5条	農林水産省	須坂市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>なお、 ① 企業用地の確保については、農業上の土地利用との調整を図った上で、工場立地法に基づき工場適地として位置付けること ② 就労場所の確保のために農村地域工業等導入促進法に基づき工業等導入地区内に含めること 等、他の法律に基づき公益的なものとして位置付けることにより、農地転用が可能となる場合もあるので、具体的に検討されている案件があるのであれば、個別に長野県や関東農政局に御相談していただきたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
468	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	・4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	意見なし	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。 	
672	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を県知事に権限移譲	<p>地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。</p> <p>なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種が限られ、計画作成までに時間もかかることから、地域や企業ニーズに応じて行うことは難しいものである。</p>	<p>食料自給率向上を図るのであれば、カロリーの高い小麦、油脂、家畜飼料を付ける農地を重点的に守り生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめるのではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の両方の観点をもって、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。</p>	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
703	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	<p>【権限移譲の必要性】 農地の総量確保のあり方と併せて検討すべきものと考え、4ha超の農地転用許可については、国よりも農地の状況をより把握できる県に権限移譲を行うことで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。</p> <p>【当県における事務の実績】 平成23年から平成25年までで5件発生 所要期間が長いものの例としては、2年8ヶ月(協議5回)、1年6ヶ月(協議4回)</p>	農地法第4条及び第5条	農林水産省	鹿児島県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)</p>
720	農地の転用に関する事務	農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。	大臣転用案件については、都道府県を経由して国において許可・不許可を判断しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとって[は多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、権限を地方に移譲して、申請者側の負担を軽減する。	農地法第4条、第5条	農林水産省	徳島県・大阪府	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
703	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	県においても、優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行しているところであり、国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで、農業以外の土地利用との迅速な調整が可能となり、事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることから、県へ権限を移譲することが必要と考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
720	農地の転用に関する事務	農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。	食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農用地等の面積の目標として、国、都道府県、市町村が議論の上で設定し、実行計画を策定する。その実行計画を踏まえた上で地方において転用手続を行えば必要な農用地は確保できると考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
752	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。	<p>【現行】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といった県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。</p> <p>【制度改正の必要性】 全国知事会による自治体アンケートによれば、企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間(2年程度)変化した事例もあり、計画的な地方の施策展開に支障が生じている。そもそも許可基準は同一であり、面積で許可権者が異なるのは不合理。大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。</p> <p>【改正による効果】 地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。</p> <p>県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることには合理性はない。</p>	農地法第4条、第5条	農林水産省	兵庫県・大阪府	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
935	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。	<p>【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に併じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。</p>	農地法第4条、第5条	農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
752	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。	・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされており、転用面積の大小によって許可権者等が変わることについて、客観的・合理的な理由がないものとする。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
935	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
38	2ha超4ha以下の農地 転用許可に係る農林 水産大臣への協議の 廃止	同左	<p>【支障事例】 法令に規定はないが、協議に先立つ事前相談が慣例となっており、その分、審査期間に遅れが生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務ができる。</p>	農地法附則2項	農林水産省	愛知県	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
120	2haを超え4ha以下の 農地に係る転用許可 等に係る農林水産大 臣との協議の廃止	農地法附則第2項により都 道府県知事に義務付けられ ている、2haを超え4ha以下 の農地転用許可等に係る農 林水産大臣協議の廃止	<p>【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4ha以下の場合には知事(又は権限移譲市長)が許可権限を有しているが、2haの農地転用については、農林水産大臣との協議が必要となっている。政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度について、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>【制度改正の必要性】 大臣協議が必要な案件の処理には、協議不要の案件に比べ、事前協議等に数か月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを助長した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣協議の廃止により、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。</p> <p>【懸念への対応】 大臣協議の廃止により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保・保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。</p>	農地法附則第2項	農林水産省	静岡県	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
38	2ha超4ha以下の農地 転用許可に係る農林 水産大臣への協議の 廃止	同左	真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に 重きを置き、提案とおりの対応が実現するよう検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	
120	2haを超え4ha以下の 農地に係る転用許可 等に係る農林水産大 臣との協議の廃止	農地法附則第2項により都 道府県知事に義務付けられ ている、2haを超え4ha以下 の農地転用許可等に係る農 林水産大臣協議の廃止	農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検 討に当たっては、随時検討状況について情報提供するとともに、地方と十分協 議することを求める。 また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを 求める。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
178	農地転用の許可に 対する農林水産大臣協 議の廃止	農地法附則第2項の2ha超 4ha未満の農地転用に係 る都道府県から農林水産大臣 への協議を廃止する。	【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに緩割りであるが、都市計画 法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとん ど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任 が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実 感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする 案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問 題がある。 【改正の必要性】農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に関する都道 府県から国への協議を廃止する。これにより、地域の実情を把握する地方自治 体が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利 用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地転用に関する事務権限を市町 村長に移譲することを提案中)。 【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守ら れなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案 しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等につい て、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実 効性を確保すること等により、解消が可能である。	農地法附則第2項	農林水産省	佐賀県	農地・農村部 会において検 討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土 地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農 地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・ 権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決 定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主 体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農 業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
181	農地転用許可に係る 農林水産大臣の協議 の廃止	2haを超え、4ha以下の都 道府県知事許可案件につ いて、農林水産大臣との協議 を廃止すること	【見直しの必要性】 ・農地法附則第2項において、都道府県知事は、当分の間、2ヘクタールを超え る農地転用について、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないこと としている。 ・農地転用については、法令に基づく許可基準が定められており、許可権者に關 わらず、許可の可否判断は同一である。 ・大臣協議(事前調整及び公文書協議)に一定期間(1～2週間)を要し、迅速な 許可事務に支障をきたしており、協議は必要ない。 ・県は国に対して審査書類や計画図等の資料を提供することに異存はない。	農地法附則第2項	農林水産省	秋田県	農地・農村部 会において検 討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土 地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農 地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある と考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・ 権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決 定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主 体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農 業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
178	農地転用の許可に対 する農林水産大臣協 議の廃止	農地法附則第2項の2ha超 4ha未満の農地転用に係る 都道府県から農林水産大臣 への協議を廃止する。	地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点 と農地確保の観点から検討を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えてお り、その実現を強く求める。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とするべきである。	
181	農地転用許可に係る 農林水産大臣の協議 の廃止	2haを超え、4ha以下の都 道府県知事許可案件につ いて、農林水産大臣との協議 を廃止すること	本県を含む提案団体の支障事例・必要性を十分踏まえて、農地・農村部会にお ける検討が進められるべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
198	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する	【制度改正の必要性】 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会の審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	農地法附則第2項	農林水産省	和歌山県・大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
199	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止	2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たつての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを見逃す場合や、不要な出資を強いる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法附則第2項	農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
196	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する	農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農村部会において、総合的な検討が進められているところと承知している。 転用面積により協議の取扱いが異なることは合理性に欠ける。許可の際の適正な判断については、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化することで確保できるものである。 なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が虫食い状態となることを防ぐため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも含めた検討をお願いしたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
199	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止	2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができている状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
213	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	<p>【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である並岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。</p> <p>【必要性】 磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。</p> <p>【効果】 2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が見込まれる。</p>	農地法附則第2項	農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
314	2ha超から4ha以下の国への協議の廃止	知事許可の2ha超から4ha以下の農地転用について国への協議を廃止すること	<p>【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、2ha超から4ha以下の農地については知事許可にもかかわらず、国への協議が必要で、1カ月～数カ月の協議期間を要しており、事務手続の迅速化を阻害している。</p> <p>【制度改正の必要性】 国への協議は「当分の間」として平成10年に法改正が行われ既に16年経過している。農地転用については、許可基準が法令で定められており国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の迅速化による住民サービスの向上を考慮すると、「協議」は廃止すべきである。</p>	農地法附則第2	農林水産省	熊本県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
213	2ha超4ha以下の農地 転用許可に係る農林 水産大臣協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用 許可に係る農林水産大臣協 議の廃止	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	
314	2ha超から4ha以下の 国への協議の廃止	知事許可の2ha超から4ha 以下の農地転用について国 への協議を廃止すること	農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の 基盤である農地の確保からも適正に行わなければならないと考えている。 農地転用の許可は、農地法、同法施行令及び同法施行規則並びに「農地法関 係事務に係る処理基準」及び「農地法の運用」等の通知に基づいて行われてお り、許可基準は同一のため、農林水産大臣による判断も都道府県知事による判 断も同一である。 本県において、今まで2ha超4ha以下の案件について農林水産大臣と協議して きたが、国の判断と本県の判断に相違があったことはない。 「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討」については必要と考 え、しかしながら、農地転用の許可の実施主体の判断は、農地転用は許可基準 に基づき実施されているため、当該検討案件とは別途行われるべきと考える。 住民サービス向上のためにも、速やかな検討を行われ、2ha超4ha以下の農地転 用の農林水産大臣との協議について廃止をお願いしたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
673	2haを超え4ha以下の農地転用に対する農林水産大臣の協議廃止	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。 2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確保が必須である。	農地法附則第2項	農林水産省	須坂市	農地・農村部 会において検 討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
778	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際しての大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】 農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際して大臣協議が必要とされている。 【支障事例】 過去において企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間要した事例があり、計画的な地方の施策展開に支障が生じた。 【改正による効果】 知事許可案件に係る大臣協議を廃止することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 また、地域の実情を把握する県において、国のような縦割りでなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 なお、県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	農地法附則第2項	農林水産省	兵庫県 【共同提案】 大阪府	農地・農村部 会において検 討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
673	2haを超え4ha以下の農地転用に對する農林水産大臣の協議廃止	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	食料自給率向上を図るのであれば、カロリーの高い米麦、油脂、家畜飼料を付ける農地を重点的に守り生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめるのではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の両方の観点をもって、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。 なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種が限られ、計画作成までに時間もかかることから、地域や企業ニーズに応じて行うことは難しいものである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
778	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際して大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。	・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされており、転用面積の大小によって許可権者等が変わることについて、客観的・合理的な理由がないものとする。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
885	農地転用許可に係る協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	<p>【制度改正の必要性等】 農地法第4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいとともに、審査期間が長期化している。</p> <p>【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」については、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に關与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集团的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。</p> <p>【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。</p>	農地法附則第2項	農林水産省	埼玉県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
936	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	<p>【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用を基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に併じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、協議を廃止すべきである。</p>	農地法附則第2項	農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
885	農地転用許可に係る協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	農振法・農地法の枠の中で優良農地確保と地域経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行うことが必要である。そのため、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議を廃止すべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
936	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
938	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議を廃止する。	<p>【提案事項・支障事例】</p> <p>平成10年の農地法改正で、2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に農林水産大臣との協議を義務付けされたが、同年の事務次官通知では「農林水産大臣の同意まで求める趣旨のものではない。」とされている。</p> <p>実際の大臣協議においては、1ヶ月弱の協議時間を要することが通常となっており、場合によっては約80キロメートル離れた東北農政局(仙台市)における協議が必要なものがある。大臣協議が終了するまでは、当然のことながら、県農業会議に諮問することができず、転用許可まで時間を要している。</p> <p>2ha超から4ha以下の農地転用許可について、知事の権限で許可を行っている2ha以下と同じ許可基準であり、本県において2ha以下の転用許可に係る事務を適正に行っているところ、協議に費やす時間と労力の軽減、許可の迅速化を図り、住民サービスの向上につなげるため、協議手続きの廃止をお願いしたい。</p>	農地法附則第2項	農林水産省	福島県	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
983	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>【規制緩和の必要性】</p> <p>2ha超4ha以下の農地転用許可については、農林水産大臣への協議を廃止することで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。</p> <p>【当県における事務の実績】</p> <p>平成23年から平成25年までで22件発生 所要期間は、約2か月から5か月半</p>	農地法附則第2項	農林水産省	鹿児島県	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
938	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議を廃止する。	<p><回答> 土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。</p> <p>現在は、農地転用面積により、許可権者が国、都道府県又は権限移譲市町村と分けられているが、実際の申請においては事業の必要性、規模の妥当性等について、案件の規模の大小に関わらず許可基準(許可基準に規模の区別はない)に従い審査しており、規模の大小で分ける合理性はない。</p> <p>農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要であることは都道府県や市町村も認識しているものと考えられるが、なお国民全体がそのような認識を共有すること、また土地を農業利用することが他の土地利用に対して優位性を有するようになることも重要と考える。</p> <p>市町村への権限移譲を進める上での担保措置については、転用基準の更なる明確化、一定規模以上の案件について事後的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。</p>	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
983	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>県においても、優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行しているところであり、国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで、農業以外の土地利用との迅速な調整が可能となり、事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることから、県へ権限を移譲することが必要と考える。</p>	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
984	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>【支障事例】</p> <p>2ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣へ協議する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンス企業等が逃す場合や、不要な出費を強いる場合があり、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可について県(本県では市町へ権限移譲済)が行う場合と農林水産大臣への協議を行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、農林水産大臣への協議を廃止することによる支障はない。</p>	農地法附則第2	農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
985	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	<p>【現状】</p> <p>県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路の周辺という企業立地の絶対好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。</p> <p>【支障事例の解消策及び効果】</p> <p>農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とし、国の協議を廃止することで、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。</p>	農地法附則2項	農林水産省	岐阜県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
984	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>本県においては、事務処理特例条例により、農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲しており、適正に処理をしている。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくか」については、許可基準を厳正に適用するために、基準のさらなる明確化により都道府県や市町村において処理は可能と考える。</p> <p>また、2(4)ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可(大臣への協議)する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。</p>	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
985	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	<p>現在、農林水産省において、農地転用事務の実施主体の在り方について、検討していただいているところであるが、地域の実情に精通している市町村長に農地転用の権限を移譲いただくとともに、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議についても廃止していただくよう、強くお願いする。</p>	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
987	農地の転用に関する事務	農林水産大臣協議案件(2ha以上)については、協議の義務づけを廃止する。	大臣協議案件については、国において協議しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、協議の義務づけを廃止し、申請者側の負担を軽減する。	農地法附則第2項	農林水産省	徳島県・大阪府	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
988	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止	2ha～4haの農地転用許可にかかる大臣協議を廃止し、都道府県知事の専権事項とする。	<p>【根拠条文】</p> <p>平成10年農地法改正により、4haまでの農地転用の許可権限が都道府県に移譲されたが、農地法附則により、当分の間、2haを超える農地転用の許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することが必要である。</p> <p>【改正の必要性】</p> <p>農地転用の大臣協議については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。</p> <p>地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>市街化区域内の大型店舗出店であるが、駐車場の一部が市街化調整区域の農地約0.3haにかかることとなり、市街化区域の農地転用面積と併せて2haを超えるため、市街化調整区域部分は大臣協議が必要となり、農政局への事前相談から協議回答まで約7月を要した。</p>	農地法附則第2項	農林水産省	奈良県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
987	農地の転用に関する事務	農林水産大臣協議案件(2ha以上)については、協議の義務づけを廃止する。	食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農用地等の面積の目標として、国、都道府県、市町村が議論の上で設定し、実行計画を策定する。 その実行計画を踏まえた上で地方において転用手続を行えば必要な農用地は確保できると考える。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
988	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止	2ha～4haの農地転用許可にかかる大臣協議を廃止し、都道府県知事の専権事項とする。	・地域の実情を把握する地方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要なことを重視して検討していただきたい。 ・平成10年の農地法改正の附則で「当分の間」とされていることから、前向きに検討願いたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
989	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること	<p>【提案事項】 2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止</p> <p>【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。</p>	農地法附則第2項	農林水産省	大分市	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
993	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る国への協議に係る農地法附則第2項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>【必要性】 農地転用許可に係る協議期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる（住民に、より身近な基礎自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。）</p> <p>農地転用は、當農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならぬものである。また、今まで協議を行った案件のいずれも異議無しと回答されているところである。</p> <p>農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整や協議を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。</p>	農地法附則第2項	農林水産省	鳥取県・大阪府	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
989	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるとの認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。 このことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国（農林水産省）の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
993	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る国への協議に係る農地法附則第2項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることはないため、許可面積により許可権者を区分する必要は無く、協議廃止による農地確保への支障もない。よって、国協議を廃止するとともに、地域の農地等の状況をもっとよく認識している市町村に権限を速やかに移譲すべき。	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
986	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止	・2ha超4ha以下農地転用許可に係る協議の廃止 ・農地転用許可事務実態調査の廃止	開発計画等による農地転用が予定された場合、国との協議により、調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、2～4haの農地転用に係る国との協議を廃止することで、事務が地方に一体化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	農地法第4条及び第5条、同法附則第2項	農林水産省	神奈川県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
14	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用の際に必要となる都道府県農業会議への諮問を廃止する。	①許可に際しては、県農業会議への意見聴取が義務化されている。しかし、同会議は月1回しか開催されていないことから、申請から許可までに要する期間が係りすぎるため、申請に対し「迅速な事務処理」の支障となっている。 ②同会議は、各農業委員会等からの大量の案件を短時間で処理するため、会議は実質的には形式化しており、地域の実情を踏まえ検討されている点で、農業委員会の審査だけで十分であると考ええる。 申請から許可までの時間が短縮され、住民に対するサービスの向上が図られ、更には事務量の削減に繋げられることから、農地転用の際に必要となる県農業会議への諮問を廃止していただきたい。	農地法第4条第3項・第5条第3項	農林水産省	燕市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略[改訂2014]」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
986	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止	・2ha超4ha以下農地転用許可に係る協議の廃止 ・農地転用許可事務実態調査の廃止	意見なし	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
14	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用の際に必要な都道府県農業会議への諮問を廃止する。	一次回答の内容に対して、特に意見ありません。	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
133	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。	<p><概要> 一定面積以下の農地転用許可について、都道府県から権限移譲を受けている市町村にあっても、都道府県農業会議への諮問、答申を受けることが規定されていることから、市町村農業委員会での審議による「許可」決定から、許可書発行まで20日以上を要している。</p> <p><都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止等の必要性> 都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止することにより、申請から許可までの期間が短縮され、迅速な手続きが可能となる。</p> <p><具体的な支障事例> 豪雪地という地域特性から、転用事業のための工事期間は降雪時期を除かなければならない。許可までの日数を要することにより、市民に不利益を与える可能性がある。</p>	農地法第4条第3項、第5条第3項	農林水産省	長岡市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。
200	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	農地転用許可に係る県農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。	<p>【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。</p> <p>【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを見逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。</p> <p>【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。</p>	農地法第4条第3項及び第5条第3項	農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
133	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。	意見なし	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。 	
200	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	農地転用許可に係る農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。	<p>岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができてきている状況にある。</p> <p>農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。</p>	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
214	県農業会議の意見聴取の廃止	県農業会議の意見聴取の廃止	<p>【支障事例】 農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定があることから、磐田市農業委員会において「許可相当」と判断された案件であっても、その日から1週間から10日後に開催される県農業会議の意見聴取後でなければ、当該案件について許可をすることができない状況にある。</p> <p>【必要性】 本件については、面積の多寡にかかわらず転用案件のすべてに適用されるものであるため、民間の企業活動だけでなく個人の住宅建築等にも影響が生じている。現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる</p> <p>【効果】 農業会議の意見聴取の廃止により、手続き期間が10日程度の短縮が見込まれる。</p>	農地法第4条第3項 及び第5条第3項	農林水産省	磐田市	農地・農村部 会において検 討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。
418	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取を廃止する。	<p>農地法第4条第3項に規定される農地転用の許可の際に義務付けられている都道府県農業会議への意見聴取は、会議が形骸化していること及び事務の効率化による市民サービス向上を図る観点から廃止する。</p> <p>【規制緩和等の必要性】 地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。</p> <p>農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効果的かつ効果的な施策展開が可能となる。</p> <p>【支障事例】 農地転用許可権限が道府県から移譲されている場合でも道府県農業会議への意見聴取が法的要件のため、申請者への許可書の発行までの処理日数は移譲前と変わらない。</p> <p>道府県農業会議への意見聴取は、農業委員会の審議と二重審議であるとともに会議は形骸化している。また、事務処理期間も長くなり市民サービスの面からも支障がある。</p> <p>道府県農業会議への意見聴取には議案の作成、会議への出席、議案の説明等事務処理上、多大な負担となっている。</p>	農地法第4条第3項 農地法第5条第3項	農林水産省	指定都市市長 会	農地・農村部 会において検 討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
214	県農業会議の意見聴取の廃止	県農業会議の意見聴取の廃止	意見なし	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
418	農地転用の許可に当たり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可に当たり都道府県農業会議への意見聴取を廃止する。	意見なし	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
990	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止すること	<p>【提案事項】 農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止</p> <p>【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査のち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「農地転用許可権限の移譲」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考えられる。</p>	農地法第4条第3項、第5条第3項	農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。
39	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。	<p>【支障事例】 平成22年の農基本方針の策定に際し、当初、県で算定した目標値は基準年比で98%であった。これは、農業県であると同時に工業県でもある本県は都市と農村が近接しており、都市的土地需要が大変高い地域である等、本県の実情を踏まえたと、政策努力も加味して設定した数値である。しかし、国は、基準年比102%と設定した国の目標を全国一律にあてはめようとし、102%ありきの議論に終始し、最終的に、当県の実情にそぐわない100%という目標値とすることで、基本方針変更の同意が得られることとなった。</p> <p>【制度改正の必要性】 平成22年の国の基本方針変更に伴う県の基本方針変更の際には、国の確保すべき農用地区域内農地面積の目標に沿うことを求められ、県の実情にそぐわない目標面積とせざるを得なかった。地域の実情に即した、県の自主的・主体的な取組を阻害することのないよう、大臣協議、同意は廃止する。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第5条	農林水産省	愛知県	農地・農村部会において検討中	<p>食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本方針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。</p> <p>今後、国が農用地等の確保等に関する基本方針を変更する際には、都道府県の実情を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。</p> <p>なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
990	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止すること	「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等の閣議決定を受けての見直し及び検討となっているが、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
39	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。	農地の確保のための施策の在り方等についての検討は必要と考えるが、地方分権の観点から、地方の実情が十分に反映されるよう、提案とおりの対応が実現するよう検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
102	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>【制度概要】 国は、食料の安定供給という責務から、どの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があるとし、農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては国の協議、同意を得ることとしている。 国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定し、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組みとなっている。</p> <p>【支障事例】 都道府県の確保面積の算定にあたっては、全国一律の基準で行われており、各都道府県ごとに農家の高齢化・担い手不足、条件不利農地の存在やその他の地理的条件の差異など様々な要因があるにもかかわらず、それらは全く考慮されていない。 また、「協議」でありながら、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられ、それに応じなければ国の同意がないという実態がある。</p> <p>【制度改正の必要性】 確保面積目標算定について国への協議を廃止し、県の地域性・独自性が反映できるようにしくみとすべきである。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項	農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	<p>食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。</p> <p>今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。</p> <p>なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>
164	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>【必要性】 国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」は、各都道府県の確保面積の合計と一致する仕組みとなっている。 このため、国と県との協議で、国は全国一律の基準で算定された確保面積を求め、県の地域性・独自性を十分に反映した内容により異なる確保面積を提示しても同意を得ることは困難となっている。 よって、地域の実情を踏まえた仕組みにするとともに、協議・同意制を意見聴取など都道府県の意向を拘束しない方法に変えるべき。 ※H22年度作成の県基本方針の農林水産省との事前協議で、本県の実態を踏まえ目標面積はH21年比2%減となる見込みとの実情を伝えたが、国の基本指針の目標面積の算定割合と同じ2%(800ha)増となるよう求められた。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項	農林水産省	鳥取県・京都府・徳島県	農地・農村部会において検討中	<p>食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。</p> <p>今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。</p> <p>なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
102	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	「協議」でありながら、県の意見が反映されているとはいえない実態がある。県の意見を十分聴いていただくとともに、確実に反映できるしくみとなるようお願いしたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
164	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県も、基本的な考えは国と認識を共有しており、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、協議・同意について法律上位置付けなくとも、必要に応じて国と都道府県での任意の協議で足りるものと考えられることから、農林水産大臣への協議は速やかに廃止すべき。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
250	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国は、食料の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要であることから協議・同意を得ることとしており、国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定されており、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組となっている。</p> <p>各都道府県に対しては農家の高齢化、農業の担い手不足、条件不利な農地の状況、地理的条件等都道府県の実情をあまり考慮せず全国一律の基準で確保面積の算定がされている。また、農振法第12条の2に規定されている市町村による基礎調査実施中で農用地等の面積の減少が見込まれるものについても確実ではないとして考慮されないなど都道府県の実態を反映されておらず、協議となっているものの実態としては、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられており、それに応じなければ同意されないという実態があり、各都道府県の確保面積の算定方法は不合理である。</p> <p>確保面積目標算定について県の地域性・独自性が反映できるよう、協議ではなく、国への意見聴取等に変えるべき。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項	農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	<p>食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。</p> <p>今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。</p> <p>なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>
802	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽くすことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要なとされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	<p>【支障事例】</p> <p>平成21年の農振法改正により、農業振興地域整備基本方針に「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたことを受けて、平成22年度に基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議を行ったが、協議において、国から各都道府県に対し、国の設定基準に即した算定に直らること等、目標の上積みを要請され、最終的に国の同意を得る必要があることから応じた。その結果、現在、各都道府県の面積目標は、国と同様、実効性がなく、達成できない見通しがないものとなっている。(全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。)</p> <p>【提案内容】</p> <p>まず国が「農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が議論を尽くし、農地確保の施策実施について果たす役割が大きい市町村が、地域の実情を踏まえて主体的に定める合理的な目標面積を積み上げた数値をベースとする。</p> <p>【改正による効果】</p> <p>県が農基本方針に目標面積を設定する際には国との協議が不要となるとともに、国・地方が責任を共有しつつ、実効性のある農地の総量確保が可能となる。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項、第5条第3項	農林水産省	兵庫県 徳島県	農地・農村部会において検討中	<p>食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。</p> <p>今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。</p> <p>なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
250	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>国との協議において、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が割り当てられており、それに応じなければ同意されないという実態がある。</p> <p>協議ではなく国への意見聴取等に変えることにより、確保面積目標算定について都道府県の地域性・独自性を反映できるようにすべきと考える。</p>	<p>〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
802	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽くすことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要なとされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率の向上、即ち農業生産の拡大は、農地だけでなく、農業用水等の農業資源全体や農業者、農業技術等が一体となって初めて実現するものであり、地方自治体は、農業生産の拡大に向けてその地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施している。 	<p>〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
17	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	① 現行では、定住促進のための住宅をはじめ地域振興や住民福祉のための公共施設の建設にあたっては、農振除外審査及び許可と、農地転用の審査と許可が必要であり、例外規定により開発相当と判断されるまで1年ほどの期間が必要となる。 ② 地域事情を把握している市町村が主体となって、定住促進や安心して暮らせる環境づくり等住民福祉の向上を進めるため、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	・支障となる手続きの現状と事例 開発を進める場合、農振除外の申し出の審査対象には建物の平面図、立面図を整える必要がある。土地収用法に基づく開発計画でない限り、市町村の開発であっても同様の手続きが必要である。建設に至るまでには、農振除外の審査及び許可と農地転用の審査及び許可の手続きが必要であり、例外規定である宅地開発相当と判断されるまでに、最短でも1年程度の期間が必要になるため、定住希望者が計画を断念するケースがある。 ・迅速な事業推進の必要性 定住促進のための住宅や福祉施設等の整備により地域の活力維持と暮らしやすい環境づくりを進める必要があり、地域事情を把握している基礎自治体である市町村は、国・県と協力して優良農地の確保や保全・維持に努めつつ、迅速な事業推進を図っていく必要がある。 ・地域の実情を踏まえた必要性 特に、中山間地域等では営農活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、鳥獣害等による農作物被害、農業経営の不安等による離農が多い。農地の条件不利な地域では、農業収入による生計は非常に困難であり、中山間地域の危機的な状況を打開していくため、特に若年層の後継者、定住者の確保のためには、就業の場と住居を確保することを第一に検討すべきである。若い定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手となっていくことが期待できるものと考えられる。 ・以上の理由により、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条	農林水産省	飯田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
101	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度概要】 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更については、法律の基準に従って計画策定・変更をし、このうち農用地利用計画については都道府県知事との協議・同意を必要とするしくみとなっている。 【支障事例】 当議では、農地転用(4ha以下)に係る許可権限を平成20年度までに全市町村に移譲しているが、農業振興地域の整備に関する法律において、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたって都道府県知事への協議・同意が義務づけられているため、農地制度上の権限が市町村において完結しておらず、市町村による真の意味での自主的・主体的な地域づくりが可能となっていない。 【制度改正の必要性】 同計画の策定・変更については、法令上基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更を行えば足り、都道府県知事への協議を廃止することによって事務の迅速化が図られる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
17	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	① 現行では、定住促進のための住宅をはじめ地域振興や住民福祉のための公共施設の建設にあたっては、農振除外審査及び許可と、農地転用の審査と許可が必要であり、例外規定により開発相当と判断されるまで1年ほどの期間が必要となる。 ② 地域事情を把握している市町村が主体となって、定住促進や安心して暮らせる環境づくり等住民福祉の向上を進めるため、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。 ・上記のことを実現するためには、「農地の総量確保」と「地域の実情に応じた農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更」を両立させる適切な運用基準が必要となるが、その制度設計に当たっては、国は地方公共団体の意見を十分に聴き、市町村が移譲された事務・権限を適切に運用できるようにすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
101	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	法令上の基準が明確に示されており、市町村で確実に事務を執行行うことができると考えている。 農地転用許可事務と併せて市町村で事務処理を完了させることにより、事務の迅速化が図られる。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
105	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止	農業振興地域整備計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、これに基づいて市町村が農用地区域を定めることにより優良農地の確保と計画的な農業の振興を目指す制度であるが、本市のように、3度の市町合併を行い、市域が広域となった自治体では、市政推進の指針となる総合計画やまちづくりの指針となる都市計画マスタープランと整合性を図った適切な土地利用の見直しが必要となっている。特に本市の土地利用上の大きな特徴として、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の結節点に位置し、3か所のICを有しており、周辺地域は、物流・産業の拠点など将来の地域振興に大きな期待が寄せられている。さらに、少子高齢化に伴う人口減少対策として、定住促進の強化対策を本市は打出しており、安定的な雇用の確保が求められている。しかしながら、3か所のIC周辺地域は、ほとんどが農振農用地に該当しており、ICが設置された地理的優位性が一向に活かされていないのが実情である。市のまちづくりの方向性を定めた総合計画や都市計画マスタープランを押し進めていく上では、農業振興制度が大きなハードルとなっている。</p> <p>【廃止の必要性】</p> <p>農用地利用計画の変更に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止していただきたい。地域の実情を反映したまちづくりを効果的に進めていくには、市の責任の下、将来のあるべき姿を考え、計画的かつダイナミックな土地利用の見直しを決めていくことが重要である。また、農振除外の手続きについても、時間的な短縮と地域住民へのサービス向上が図られ、事務量の削減にも繋がるものである。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	栃木市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
132	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。	<p><概要></p> <p>農用地利用計画の策定・変更については、法律により市町村が定めることとなっているにもかかわらず、都道府県の同意を要する協議が必要となる。この都道府県の同意を要する協議を一定規模の市町村に限って廃止することにより、農業振興を図りつつ、地域独自の土地利用が迅速に促進されることが可能となるもの。</p> <p><地域の実情を踏まえた必要性></p> <p>土地利用に係る実質的な権限が市町村に無いことから、地域独自の土地利用を迅速に行うことができます。地域振興の妨げとなっている。特に人口減少に歯止めがかからない地域経済の現状をみると、地域資本の集約及び活性化が重要な課題である。一定規模の市町村に限り要件緩和を行うことは、人口急減に直面する地方の農業振興を図りつつ、国家戦略に基づく、産業の集積の実現による地域振興を図ることができる。</p> <p><具体的な支障事例></p> <p>雇用創出及び定住確保のための企業誘致等に支障をきたしている。また、災害に伴う住宅移転等、迅速に対応したい場合、都道府県の同意・協議の廃止がなされれば、事前相談期間、法定協議期間等が不要となり、農振除外に要する期間が2ヶ月程度短縮することが可能となる。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	長岡市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	
105	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止	農業振興地域整備計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。	意見なし	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
132	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。	意見なし	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
169	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。	【必要性】 市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。 都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に作成・変更できない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農林水産省	鳥取県・大阪府・徳島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)
211	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃	農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げになっている。 農振除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申出者からも時間が掛かりすぎるという声が多く上がっている。 同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないと考えている。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条4項	農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
165	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。	市町村が定める「確保すべき農用地等の面積の目標」は、市町村が自主的・主体的に考えて設定したものであるが、食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有しており、協議・同意について法律上位置付けなくても、必要に応じて都道府県と市町村での任意の協議で足りるものと考えられることから、都道府県知事の協議は速やかに廃止すべき。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
211	農用地利用計画の変更の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃	農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	意見なし	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
251	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 市町農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について、法律にその基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更をすればよく、県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
682	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	市が定めている農業振興地域整備計画について、県知事が行う「同意」を不要とする。	<p>・横浜市の農業振興地域整備計画の策定・変更に対し、神奈川県知事の同意が不可欠な制度となっており、市の行政計画としての自主性を発揮するための支障となっている。</p> <p>・農業振興地域整備計画の変更に際し、県知事の同意を得るための現地案内や説明資料作成、調整等に多大な時間及び作業を要し迅速性を欠いている。</p> <p>・例えば、市が行う公共事業に係る案件の県との調整が長引くことにより、道路事業に遅れが生じている。この結果、見通しの悪い不整形な道路が長期間にわたり存在することになり、バスや大型トラックの通行に支障が出ていることや、歩道が途切れる原因となっている。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項、第4項	農林水産省	横浜市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
251	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	市町村農業振興地域整備計画の策定・変更の基準は、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保の観点からも検討された基準であり、その基準に沿って市町村が判断(計画策定・変更)すればよく、都道府県知事への協議は廃止すべきであると考えます。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
682	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	市が定めている農業振興地域整備計画について、県知事が行う「同意」を不要とする。	引き続き、地方分権有識者会議「農地・農村部会」での検討を踏まえ、実現に向けてご検討いただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
748	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求めめる。	<p>【理由】</p> <p>東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。</p> <p>しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。</p> <p>農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>本市の場合、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発には、一定の条件を満たす地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(以下、27号計画という。)の作成が求められる。27号計画に定める施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られているが、県の意向に大きく左右されるため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。</p> <p>これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農林水産省	豊橋市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
876	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るためにも、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。	<p>農用地区域設定率が、近畿2府4県の中で最も高い滋賀県の中にあつて、近江八幡市は県内1位の96.7%(平成24年12月)となっているが、一方で、農村集落においては高齢化や若者の減少による農業の担い手・後継者不足が進んでいることから、大規模農家へ農地を集積することなどで農業の効率化を推進し、魅力のある農業、自立する農業の実現に向け取り組んでいかねばならない。</p> <p>そのための一つの手段として、農地の一部を有効活用して大型農業機械を購入するための資金を確保するなど、新たな施策の展開による農業振興が必要となっている。</p> <p>また、平成25年に全農業集落(86集落)の全ての世帯を対象として実施した「農村のまちづくり」に関するアンケート結果(回収率71.2%)を見てみると、農業の後継者がいない農家が6割を超えているだけでなく、既に、集落営農など、他に任せている人が6割を超えている。他方で、集落を活性化するためなら外部からの移住を容認するという回答は87%もある。にもかかわらず、本市には、こうした県内外からの人々を受け入れることのできる白地農地はほとんど無い。</p> <p>こうした状況において、農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、事務の迅速化が図れず、そのため、県内外からの農業の担い手も含めた住民の呼び込み、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等による活力に満ちたまちづくりに向けた施策も、状況に応じて的確に実施することが出来ない。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	近江八幡市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
748	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求める。	意見なし	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
876	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るためにも、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。	地方六団体からの提言にある、「市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。」の実現に向けた検討をいただきたい。	<p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
991	農用地利用計画の変更等の都道府県知事への協議・同意の廃止	農用地利用計画の変更等の都道府県知事への協議・同意を廃止すること	<p>【提案事項】 農用地利用計画の変更等の都道府県知事への協議・同意の廃止</p> <p>【支障事例】 農用地区域の設定を含む農用地利用計画についても市町村が策定するが、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。提案内容は、その際の事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考えられる。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画)	農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>
992	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。	<p>農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。</p> <p>【権限移譲の必要性】 ・除外等の申し出に対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。</p> <p>・基礎自治体が地域の実情に即した農業振興施策と農業振興に係る権限とを併せ持つことで、地産地消推進や福祉農業実施等、都市農業振興と地域活性化に繋げる取組を行うことが可能となる。</p> <p>・地域のニーズに対応する土地活用は、宅地開発者の意向が強く反映されがらであるため、適正な農地保全を行うために、地域の営農者と身近な基礎自治体が連携することで、地域農業の振興策に対応した土地活用が可能となる。</p> <p>【支障事例】 ・農用地利用計画の策定、変更にかかる知事の協議・同意が必要などによって、計画の公告までの期間が2か月程度長くなる。</p> <p>・農業振興地域内の農用地区域以外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用地区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情をよく把握する市町村が主体的に実施できない。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>(詳細は別添参照)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
991	農用地利用計画の変更等の都道府県知事への協議・同意の廃止	農用地利用計画の変更等の都道府県知事への協議・同意を廃止すること	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。 このことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
992	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
419	農業振興地域の指定、 区域の変更等の事務 権限の移譲	農業振興地域の整備に関 する法律第6条及び第7条に 規定される農業振興地域の 指定、区域の変更等の事務 権限を移譲する。	<p>農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。</p> <p>【権限移譲の必要性】</p> <p>・農業振興地域の指定・変更とそれに伴う農林水産大臣との協議を基礎自治体が担うことにより、地域の営農者と身近な基礎自治体が地域ニーズに対応した土地活用を可能とし、真に保全すべき農地の保全や営農者の生活基盤の確保に取り組める。</p> <p>【支障事例】</p> <p>農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ所定の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の原案をそのまま公告しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。(別紙No.2-1、2-2)</p>	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第6項、第7条第1項	農林水産省	指定都市市長 会	農地・農村部 会において検 討中	<p>農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。</p> <p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>なお、農業振興地域の指定・変更にあたっての農林水産大臣への協議は、必要とされていない。</p>
863	農業振興地域の指定 権限の移譲	県が持つ農業振興地域の 指定権限を市に移譲する	<p>農用地等として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、首都圏に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況になりつつある。</p> <p>このような中、農業振興地域に指定されていない区域においても、新たに農用地区域として指定を行い、農業振興を進めたいと考えているが、農業振興地域の変更は県の事務とされているため、地域の実情に応じた農地の保全が行えず、農業振興に関する公共投資を行いたくも行えない状況にある。</p> <p>また、都市の成長を図るために行う土地利用についても、地域の実情に合った土地利用ができない状況にもある。</p> <p>都市の成長を促す都市化と農業振興を並行して推進するためにも、地域の実情を把握している市の裁量において、農用地区域の指定を行うため、農業振興地域の変更をも可能とすることが必要と考える。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条	農林水産省	さいたま市	農地・農村部 会において検 討中	<p>農業振興地域の拡大については、拡大予定地域に含まれる農用地等として利用すべき土地の面積の規模にかかわらず行うことができるので、農業振興地域の指定権者である埼玉県と相談されたい。</p> <p>また、農業振興地域に指定された区域内において、集団的な農地や土地改良事業が実施された土地以外であっても、市町村が地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認めた場合には、農用地区域に設定することができる。</p> <p>なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
419	農業振興地域の指定、 区域の変更等の事務 権限の移譲	農業振興地域の整備に関 する法律第6条及び第7条に 規定される農業振興地域の 指定、区域の変更等の事務 権限を移譲する。	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基礎で ある農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域 の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。 農業振興地域の指定、変更にあつての農林水産大臣への協議とは、都市計 画法第23条第1項の規定により、「区域区分に関する都市計画を定めようとし るときは農林水産大臣にあらかじめ協議しなければならない」とされているもの を指すものである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	
863	農業振興地域の指定 権限の移譲	県が持つ農業振興地域の 指定権限を市に移譲する	本提案の趣旨は、農業振興地域の指定権者を地域の実情を把握している市に することである。現在、農地・農村部会において検討中とのことであるため、提案 の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地 方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量 確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農 用地区域の設定・変更については市町村が担うこととす るべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情 に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切 に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
218	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること。	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域で航空機産業の企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。	<p>【法律の改正箇所】 法第10条第4項の「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り扱うものとする。</p> <p>【支障事例・過去の議論】 ある土地を利用するためにその区域を都市計画区域へ編入すると、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街地区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念もある。 例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組を例に挙げると、本市では現在NIIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際には、計画から設置場所の決定まで8カ月で実現している。しかし、今後このように企業が成長産業へ進出を計画しても、開発可能な地域には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積など既に整備された社会インフラを活用し、関連事業が一体となって集積することで一層の成長が見込まれる。 一方で、無秩序に農地を転用することは食料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまでと同様の食料生産を固める必要がある。 成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたい。農地としての貴重性も理解できるが、該当する地域の農業価値と新たな産業的価値との比較を是非検討させて頂きたい。</p>	農業振興地域の整備に関する法律等 10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項	農林水産省	新潟市	C 対応不可	耕作放棄地を再生した場合、同面積を企業用地に活用することについては、優良農地を転用する一方で、条件が悪くて荒廃した同面積の農地を再生したとしても、全体としての農地の質が維持されないなどの問題があると考えている。 空港周辺で航空機関連産業を集積するためには、市のまちづくりとして計画的に土地利用を行うことが必要と考えており、都市計画法に基づき市街化区域に編入するといった手法により実現可能と考えている。
40	農家レストランの農用地区域内設置の容認	収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。	<p>【現状】 農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。</p> <p>【支障事例】 いちごの収穫体験(いちご狩り)を営んでいる農家が、利用者の増大に対応するため、新たに農用地区域内農地を借りて収穫体験施設を増設することとした。その際、所得の拡大や利用者サービスの向上を図るべく、自家及び地域の農産物を用いた農家レストランを同一敷地内に併設しようとしたが、農家レストランは農業用施設に該当しないとして認められなかった。</p> <p>【制度改正の必要性】 主として同一市町村内で生産される農産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業者等による新事業者の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項	農林水産省	愛知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農産物を調理して提供する場合には、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようになったところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
216	耕作放棄地を再生した 場合、一定の割合の面 積について同一市域内 で農振除外・農地転用 を認めること。	耕作放棄地を再生した場 合、一定の割合の面積につ いて同一市域で航空機産業 の企業用地などとして開発 する際に、農振除外や農地 転用の許可を可能にするよ う提案します。	<p>今回の提案内容としては、耕作放棄地を再生した場合、「同面積ではなく、一定の割合の面積」について、企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案するものである。</p> <p>農地としての価値や食料生産の保持も当然考慮すべきことではあるが、国土全体の土地利用まで考えた場合、農地としての価値のみに着目するのではなく、成長産業の育成の場としての、その土地の価値についても十分考慮した上で土地利用を図ることが、国土利用の効率化にもつながると考えられる。</p> <p>市街化区域編入は、都市計画法に基づき団体が独自に判断するものであり、今回提案している農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の問題とは直接関係ないと考えられる。また、提案内容においても記載させて頂いたとおり、都市計画法に基づく市街化区域に編入するという手法では、計画から実行までに年単位の時間を要する。過去の市街化区域編入のケースにおいては、個々の案件により差はあるものの、手続き開始より最短でも1年程度を要している。従って、市街化区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が生まれず、その数年間に社会情勢が変化する懸念がある。</p> <p>成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたいと考える。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 	
40	農家レストランの農用 地区域内設置の容認	収穫体験や農業体験により 都市住民を集客する農産物 の生産施設に併設される農 家レストラン等について、農 振法の農業用施設とし、農 地法においても農地転用の 許可相当とする。	<p>国家戦略特区制度の下での検証や、全国展開の検討にあつては、6次産業化の促進の観点を中心に踏まえて積極的に対応していただきたい。</p>	<p>・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
141	農用地区域内への農 家レストランの設置に 係る基準の緩和	農家レストランを農業振興 地域の整備に関する法律第 3条第4号及び同法施行規 則第1条に定める農業用施 設と位置づけ、農用地区域 内において農家レストランの 設置を可能とすべき。	【具体的な支障事例】現在、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8 条第2項に定める農用地区域をいう。以下同じ）内においては、農家レストランは 国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の 地域では認められていないため、設置することができない。 このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増 及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開業することを検討したも の、その候補となる土地が農用地区域内であり、必要な要件に該当しないた め当該土地を農用地区域から除外することができます、実現できていないなど、農 家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。 【制度改正の必要性】「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を 持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農 林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることに よって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新 商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。 農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販 売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確 保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域 外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩 和するべきである。	農業振興地域の整備 に関する法律第3 条第4号 農業振興地域の整備 に関する法律施 行規則第1条 農林水産省関係国 家戦略特別区域法 第26条に規定する 政令等規制事業に 係る省令の特例に 関する措置を定める 命令	農林水産省	北海道、青森 県、山形県、 群馬県、石川 県、福井県、 静岡県、愛知 県、三重県、 奈良県、鳥取 県、岡山県、 山口県、徳島 県、熊本県、 全国知事会	E 提案の実 現に向けて対 応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密 接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地 の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えて いる。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主 として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合には、農業用施 設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦 略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農 業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区におい て農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開について は、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上 で、対応を検討していきたい。
579	農地等への権利設定 等における全部効率利 用要件の緩和	農地等に権利を設定し、若 しくは移転しようとする者 は、他者へ農地等を貸し付 けていたとしても、当該農地 等が適切に耕作等されてい れば、法第3条第2項第1号 の全部効率利用要件を満た すものとする。	【現行制度】 農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けな ければならないとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定 める全部効率利用要件が、農地等の利用集積等に支障となる事例が見受けら れる。 【制度改正の必要性】 自宅から遠隔地にあり耕作に不便な農地等を他者に貸し付けている者が、居住 地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けているという理由で、 全部効率利用要件を満たせず、法第3条の許可が認められないケースがある。 また、田と畑（樹園地）の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るた めに、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取 得をしようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可 が認められないケースがある。 現在の制度においては、貸し付けている農地等を他者へ売却するか、貸借借契 約を解除した上で当該農地等を自ら耕作しなければ、新たに農地等を取得等す ることができないので、農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、 他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されてい れば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとするべきである。	農地法第3条第2項 第1号、農地法関係 事務に係る処理基 準について第三の3 の(1)	農林水産省	長野県	D 現行規定 により対応可 能	農地法第3条許可の要件の一つである「農地等の権利を取得しよう とする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕 作の事業を行うと認められること」(全部効率利用要件。農地法第3条第 2項第1号)の解釈については、『農地法関係事務に係る処理基準』(平 成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)の別紙1 の第3の3の(1)に規定しています。 具体的には、農地等の権利を取得しようとする者が、新たに権利を取 得しようとする農地等以外の農地等を既に所有し、他者に賃借してい る場合には、 ① 他者に賃借している農地等の返還を受けて耕作の事業に供する ことにつき支障がないときには、当該農地等を含む全ての農地等につ いて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる必要があります が、 ② 他者に賃借している農地等について、耕作者が適切に耕作を 行っている等当該農地等の返還を受けることができないときには、当該 農地等を除く農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認 められれば、全部効率利用要件を満たすものと判断することとしていま す。 また、相続等により遠隔地にある農地を取得し、他者に賃借してい る場合は、②に該当し、遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判 断をする上では勘案しないこととしています。 したがって、御要望のようなケースは、農地法第3条第2項第1号の全 部効率利用要件を満たし得るものと考えます。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
141	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	地方創生、地域経済の活性化には農林水産業の6次産業化は非常に重要であり、また、安倍内閣の進める『攻めの農林水産業』においても、農林水産業の6次産業化は重要な柱の一つとなっており、農家レストランは、その6次産業化の実現に大きく寄与する施設である。 本件提案に係る規制緩和を国家戦略特区に限定せず、速やかに全国一律に展開するべきである。	(当会意見)	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
579	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を賃し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されているれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。	「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12構改第404号農林水産事務次官通知(以下「基準」という。))の別紙1の第3の3の(1)には、「農地等の返還を受けて耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず」との記載があるが、第1次回答中の「耕作者が適切に耕作を行っている」ことが「返還を受けることができないとき」に当たることを基準から読み取ることが難しいため、基準の記載を明確にし、処理基準の改正若しくは新たに解釈を示した通知を发出するべきである。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
746	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経第6953号)にて示された農地の判断について、温室内の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	【具体的な支障事例と必要性】 本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が大変多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。 通路のみにコンクリートを舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の間取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。 一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも割高になってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。 収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。 転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすよう提案する。	農地法第2条第1項、第4条、第5条	農林水産省	豊橋市	C	対応不可	農地法に基づき権利移動の統制等の規制対象となる農地は、耕作の目的に供される土地と定義されており、御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではありませんので、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。 さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、植物工場や畜舎の敷地など、現在、農地法の対象外として自由に取引されている土地が新たに規制対象となるなど、困難と考えております。 なお、税制上の地目は、資産の評価を行う観点から分類しているものです。このため、御要望のような施設を農地法上の農地とみなしたことをもって、ただちに税制上も農地として評価・課税されるとは限らず、各税制の所管省庁において、適切な資産の評価を行う観点から別途判断されるものと考えます。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
746	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	現在の農業施策において、統合環境制御を行う養液栽培施設も推進されているところですが、その普及の妨げとなっているもの一つとしてこの問題が存在していると認識しています。 施設の全面コンクリート舗装を実現するためには、転用許可のための費用と時間がさらに必要となっている現状を踏まえると、新たな技術導入の足かせとなっていることは否めません。 ご回答の中でこうした施設と畜舎を同列の扱いとされていますが、愛知県における建築基準法の運用においては農業用温室を建築物としてみなしてはおりません。施設園芸用地については農地法の規制対象とした取り扱いとなっております。この取り扱いを参考としていわゆる太陽光利用型温室に限り、その用地(農地)の扱いを変更するのであれば、ご指摘のような私有財産の規制強化につながる影響は最小限にとどまるものと推察しています。 また、こうした施設園芸用地の税制面での取り扱いも農地とすることで、農業における新技術導入が促進されると確信していますので、関係省庁にも働きかけていただきますようお願いいたします。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	